3-5 収入状況の確認

2 給付奨学金を申し込む場合

生計維持者が海外に居住している場合

給付奨学金では、あなた及び生計維持者の課税標準額をもとに選考を行いますが、海外赴任等により日本で住民税の 課税がされていない場合、選考に必要な情報がないため判定ができません。

そのため、JASSOのホームページに掲載している内容に従って、必要な書類を提出していただく必要があります。

あなた(申込者本人)に所得がある場合

給付奨学金では、あなたの所得も申告する必要があります。記載の書類を提出してください。

あなたの状況	2018年1 ~ 12月までの 1年間の所得	提出書類	発行元
未成年	市町村民税が課税される (所得125万円を超える)	2019年度 課税証明書(コピー可) ※市町村民税が課税されない(所得125万円以下)は 提出不要	- 市区町村役場
成年	市町村民税が課税される (所得35万円を超える)	2019年度 課税証明書(コピー可) ※市町村民税が課税されない(所得35万円以下)は 提出不要	



課税証明書の注意点

課税証明書には、以下の項目が記載されていることが必要です。

1. 課税標準額 2. 調整控除額 3. 調整額 4. 扶養親族額 5. 合計所得金額

3-⑥ 資産の確認 ≪給付奨学金の申込者のみ≫

※ 6ページ 「6. 資産の申告」

給付奨学金を希望する場合、あなた及び生計維持者(原則父母)の資産合計額が以下の基準額を満たしている必要があります。

(基準額)生計維持者が2人の場合:2,000万円未満、生計維持者が1人の場合:1,250万円未満 ※対象となる資産の範囲

- ・現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)
- 預貯金(普通預金、定期預金等)
- 有価証券 (株式、国債、社債、地方債等)

3-(7) 家庭情報 《貸与奨学金の申込者のみ》

✓ 7ページ 「7. 就学者・就学前の家族」「8. その他の家族」

就学者・就学前の家族の人数および学校種別等について、その他の家族について確認します。

就学者・就学前の家族

同一世帯の家族のうち以下の学校に通っている人がいる場合、「7、就学者・就学前の家族」の項目に記入します。

- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 高専(1~3年次)
- 高専(4~5年次·専攻科)
- 専修学校(高等課程)
- 専修学校(専門課程)
- 短期大学
- 大学
- 大学院
- 幼稚園その他(小学校入学前)



- ① あなた自身は含みません。
- ② 義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に通っている人については、小学校・中学校・高等学校の中から学年で 考えて相当するもので記入してください。

2 その他の家族

同一世帯の家族のうち、これまでに記入した「あなた自身」「生計維持者」「就学者・就学前の家族」のいずれにも入 らなかった人は「8. その他の家族」の項目に記入します。

父または母は、無収入であっても生計維持者になります。この項目には入力せず、「5.生計維持者」の欄に記入してくだ さい。

3-8 特別控除の確認 ≪貸与奨学金の申込者のみ≫

≥ 8ページ 「9. 特記・家庭事情情報」

貸与奨学金の申込みにおいて、下記1.~5.の特別な事情がある世帯の場合、生計維持者(原則父母)の収入額から「特別控除」の額を控除(引き算)した金額で、家計の基準にあてはまるかどうかの審査を受けることができます(必須ではありません。該当者でこれらの控除を希望する場合は、申告して必要書類を提出してください)。

1. 母子・父子世帯

【条件】

母子・父子世帯である場合、一定額を控除します。

【必要書類】

必要な書類はありませんが、学校で面談等により母子・父子世帯であることの確認を受けてください。

2. 障がいのある人がいる世帯

【条件】

障がいのある人(申込者本人を含む)がいる世帯である場合、一定額を控除します。

【必要書類】

障害者手帳のコピー等

3. 生計維持者が単身赴任している世帯

【条件】

生計維持者が単身赴任により別居している(※1)場合、別居に係る支出額(※2)の年額を、71万円を上限として 控除します。

- ※1 条件に当てはまらないケース
 - ① 家庭の事情や介護等の理由により自発的に別居している場合は条件に当てはまりません。
 - ② 申込時点で単身赴任を終えている場合は条件に当てはまりません。

※2 対象となる費目

- ① 家賃、高熱水道費、家具・家事用品の実費が控除の対象となります。
- ② 職場等が負担している(補助を受けている)金額は控除の対象外ですが、一部の補助を受けている場合は、 補助を受けている分を差し引いた残りの年額が控除の対象になります。
- ③ ①の費目以外は、控除の対象となりません。(引越代、食費、帰省交通費、ガソリン代、駐車場代、電話代、受信料、新聞代等)

【必要書類】

- ① 「単身赴任実費計算書」(様式H)
- ② 直近3か月分の領収書等(支払者の氏名が記載されたもの)のコピー



- ・単身赴任が3か月に満たない場合は単身赴任を始めた月以降の分で構いません。
- 支払者の氏名の記載がないレシートは認められません。
- ・家賃が給与から天引きされている場合は、天引きされている項目と金額が明記された給与明細を提出してください。
- •「請求書」及び「支払ったことがわかる書類」で領収書の代用が可能です。例えば、公共料金の請求書又は契約書と、通帳のコピー又はクレジットカードの支払明細書等を提出してください(両方そろっている必要があります。)
- •「単身赴任実費計算書」•領収書等の必要書類の提出が無ければ控除の対象となりません。
- 単身赴任中であっても特別控除を希望しない場合、申告は不要です。

特別控除の確認 《貸与奨学金の申込者のみ》 3-(8)

4. 長期療養者がいる世帯

【条件】

6か月以上にわたり療養中又は療養を必要とする人(申込者本人を含む)がいる(※1)世帯である場合、療養のた めに必要な支出額(※2)の年額を控除します。

※1 条件に当てはまらないケース

- ① 原則、通院は条件に当てはまりません。ただし、退院後に通院している人や、通院で持病の治療を受け ている人で、6か月以上(入院期間を含めて)通院し、経常的に支出がある場合は条件に当てはまります。
- ② 申込時点で療養を終えている場合は条件に当てはまりません。

※2 対象となる費目

- ① 次の費用が控除の対象となります。
 - ・ 医師又は歯科医師による診療・治療費
- マッサージ・はり・きゅう・柔道整復等の治療費

• 病院、診療所の入院費用

- ・病院、診療所への通院費用(必要不可欠なものに限る)
- ・治療又は療養のための医薬品費
- 看護人に対して支払う費用(まかない費を含む)
- 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額
- ② 健康保険等によって医療給付を受ける金額や、損害賠償等によって補てんされる金額は対象外です。
- ③ ①の費目以外は、控除の対象となりません。(光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事 療養費、保険適用外の文書料等)

【必要書類】

- ① 「長期療養費計算書」(様式I)
- ② 直近6か月分の領収書等(支払者の氏名が記載されたもの)のコピー



- ・長期瘡養が見込まれるが瘡養が6か月に満たない場合は瘡養を始めた月以降の分で構いません。
- ・支払者の氏名の記載がないレシートは認められません。
- 「長期療養費計算書」 領収書等の必要書類の提出が無ければ控除の対象となりません。
- 療養中であっても特別控除を希望しない場合、申告は不要です。

5. 災害又は盗難等の被害を受けた世帯

【条件】

この1年間に災害又は盗難等の被害を受けたことにより2年以上にわたって支出の増加又は収入の減少となる世帯で ある場合、支出の増加又は収入の減少となる額(※)の年額を控除します。

※ 対象となる費目

- ① それまでの家屋に居住できない場合の賃借料や生産手段(店舗や農地等)が使用不能となった場合の売 り上げの減少等を指します。
- ② 保険・損害賠償等によって補てんされた金額は対象外です。また、単に被害額や復旧費をそのまま控除 するものではありません。

【必要書類】

- ① 被害を受けたことの証明書類(罹災証明書・被災証明書・盗難届の証明書(届出受理番号等)等)
- ② 被害により生じた実費を証明する領収書のコピー等
 - ・支出の増加又は収入の減少の発生後1年に満たない場合は、発生した月以降の分で構いません。 ・支払者の氏名の記載がないレシートは認められません。
 - 条件に該当しても特別控除を希望しない場合、申告は不要です。

3-8 特別控除の確認 ≪貸与奨学金の申込者のみ≫

○ 単身赴任実費計算書の記入例

 受付番号
 1 1 1 0 0 1 0 1
 申込時点で単身赴任を終えている人は、 中込者の 氏 名
 控除の対象となりません。

対象者の 氏 名

奨学父郎

申込者との

紛失等により領収書を提出できない項目は、控除の対象となりません。

平成30 年 4 月 から現在まで単身赴任しています。支出した費用は、以下のとおりです。

年 月	家賃	電気	ガス	水道	費用項目名	家 具 家事用品
平成31 年 4 月	35,000円	6,300円	円	円	家具費	6,800円
平成31 年 5 月	35,000 円	5,800円	1,340円	円	電化製品費	15,600円
平成31 年 6 月	35,000円	5,100円	1,550円	円	費	円
計	105,000円	17,200円	2,890円	円	費	円
年間(推定)額	420,000円	68,799円	17,340円	円		22,400円

年間(推定)額の合計 [単身赴任実費控除額]

※ 記入した内容に対応

53 万円

- 各項目を合計後に万円未満を切り上げて<mark>記</mark>入してください。

(例) 86,015円 → 9万円

※ 提出された書類は返却できません。後日、控除の申請等で原本が必要とを提出してください。 ※4年に FIO 領収書を提出できない日があ

紛失等により領収書を提出できない月がある場合は、提出可能な月数から1か月の平均額を計算して、年額を算出します。

※ 領収書は、支払者の£ 2,890÷2×12

家具・家事用品等の項目は、単身 赴任するにあたり購入したものの 実費が対象となります。

※支払者の氏名が記載された領収 書の提出が必要です。

※ 食費、交通費、電話・通信費、NHK 受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代、引っ越し代等は、控除の対象とはなりません。

家賃、電気、ガス代等、複数の支出がある場合は、各項目の年額を合算した後、1万円未満を切り上げた金額を記入します。

よわりに通帳を提出する際は、請求書又は契約書等

420,000+68,799+17,340+22,400

控除の対象とはなりません。

=528,539 ⇒ 53万円 (1万円未満切り上げ)

「成されている場合は、領収書の余白又は別紙に簡

単な日本語訳と、円換算した金額を記入してください。